

実質破綻時免除特約および劣後特約付国内公募無担保社債の
期限前償還に関するお知らせ

2020年2月6日

社債権者各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
代表執行役社長 三毛 兼承

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2015年3月5日に発行いたしました第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）（以下「本社債」といいます）を、本社債の社債要項第9項第2号に基づき2020年3月5日に全額期限前償還することといたしましたので、本社債の社債要項第9項第3号および第18項に基づいて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 期限前償還する銘柄

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第4回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約および劣後特約付）

2. 期限前償還期日

2020年3月5日

期限前償還期日後は、利息をつけません。

3. 期限前償還金額

額面100円につき金100円

期限前償還期日以降、社債、株式等の振替に関する法律および株式会社証券保管振替機構が定める業務規程その他の規則に従ってお支払いいたします。

以上